

公益社団法人岩手県青少年育成県民会議役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県青少年育成県民会議（以下「この法人」という。）定款第30条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、決定に当たっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等 認定法第5条第13号で定める報酬、賞与其他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分するものとする。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分するものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、退職手当は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の報酬月額、別表第1の上限額の範囲内で理事会が定めるものとする。

- 2 常勤の理事に対する役員賞与の額は、別表第2の基準により支給するものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この規程を、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月14日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬の上限

常務理事 月額35万円の範囲内

別表第2 常勤役員の賞与

基準日現在の常勤役員の報酬月額×理事会が定める支給率